

コミュニティセンターの使用について

生活あんしん課

日頃より、コミュニティセンター（以下、コミセン。）を使用いただきありがとうございます。コミセンは平成20年4月から有料となりました。使用については次のとおり取り扱っております。今後とも、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

1. 団体登録について

- ・ コミセンを予約・使用する場合は、事前に団体登録が必要になります。
- ・ 団体登録は、使用するコミセンごとに必要です。
- ・ 登録条件（市内在住者の割合など）は、コミセンによって異なりますので、使用されるコミセンに直接お問い合わせください。

2. 予約について

(1) 予約の時期

使用日の前月の1日から予約を開始します。

- ・ 1日が休館日の場合は、翌日から予約を開始します。
- ・ 予約の開始時間は、各コミセンに直接お問い合わせください。
- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）は休館しますので、2月使用分の予約は1月4日（1月4日が休館の場合は1月5日）から予約を開始します。
- ・ 減免団体の一部には優先予約があります。詳細は別紙「コミュニティセンター施設使用料の減免について」をご覧ください。

(2) 予約の方法

①使用申請書に、使用する日時等を記入してコミセンに提出してください。

- ・ 使用申請書は、市や、コミセンのホームページからダウンロードできるほか、各コミセンで配布しています。

②予約が取れた場合には、あらかじめコミセン証紙取扱店で購入しておいたコミセン証紙を、使用申請書に貼付して提出していただきます。

- ・ お近くのコミセン証紙取扱店は、使用するコミセンにお問い合わせください。市のホームページにも掲載しています。
- ・ コミセン証紙は、100円券と200円券の2種類です。

（見本）



（赤）



（青）

- ・コミセン証紙は、し尿、粗大ゴミの証紙として使用することはできません。また、し尿、粗大ゴミの証紙をコミセン証紙として使用することもできません。
- ・購入した証紙は、原則として返金できません。購入する際には数量にご注意ください。
- ・予約時の抽選方法などについてはコミセン毎に異なりますので、直接、各コミセンにお問い合わせください。

③使用申請書に、コミセン証紙を貼付し提出していただいた後、コミセンから使用決定通知書をお渡しします。

- ・使用決定通知書は、予約の変更・取消を行う際に提出が必要になりますので、なくさずに保管しておいてください。

(3) 各部屋の料金

- ①各部屋の料金は、次のとおりです。ただし、1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とみなして計算します。

室名	使用料
集会室	1時間につき400円
休養室（和室）	同 100円
実習室	同 100円
学習室	同 100円
保育室	同 300円

- ② 使用料には減免措置があります。条件等については、別紙「コミュニティセンター施設使用料の減免について」をご覧ください。

(4) 使用時間

- ①コミセンを使用できるのは、次の時間帯です。

時間 室名	10:00 ～	11:00 ～	12:00 ～	13:00 ～	14:00 ～	15:00 ～	16:00 ～	17:00 ～	18:00 ～	19:00 ～	20:00 ～	21:00 ～ 22:00
集会室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
休養室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実習室	△	△	※	※	※	※	※	※	○	○	○	○
学習室	△	△	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
保育室	△	△	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○

○：使用可 △：使用可、ただし土曜日を除く ×：使用不可

※：月の初日において、翌月に児童館としての利用がなく、指定管理者が認めた場合に限り使用可
(詳しくは、各コミセンにお問い合わせください)

- ・コミセンによっては、○、△、※の時間帯に使用できない場合があります。詳しくは、各コミセンにお問い合わせください。
- ・予約は1時間単位です。10時30分など途中の時間からの予約はできません。(この場合には、10時00分からの使用料をいただくことになります。)

(5) 予約の変更

①使用日の7日前までは、予約した内容を変更することができます。

- ・使用日が4月9日（火）の場合、「使用日の7日前」の日は4月2日（火）です。
- ・予約した日が既に「使用日の7日前」を過ぎている場合（使用日の3日前の予約など）、予約した内容を変更することはできません。

②予約した内容を変更する場合には、使用変更・取消申請書をコミセンに提出してください。なお、使用変更・取消申請書には、以前、予約した時にコミセンからお渡しした使用決定通知書を添付してください。

- ・部屋や時間を変更した結果、使用料の金額が変更になる場合は、一度、予約の取り消しを行ってから、新たに使用申請書を提出して予約していただきます。

(6) 予約の取消

①使用日の7日前までは、予約の取り消しをすることができます。

- ・使用日が4月9日（火）の場合、「使用日の7日前」の日は4月2日（火）です。
- ・予約した日が既に「使用日の7日前」を過ぎている場合（使用日の3日前の予約など）、予約した内容を取消することはできません。

②予約した内容を取り消す場合には、使用変更・取消申請書をコミセンに提出してください。なお、使用変更・取消申請書には、以前、予約した時にコミセンからお渡しした使用決定通知書を添付してください。

③予約した時に提出していただいた使用申請書は、コミセン証紙を貼付したままお返しします。

- ・お返ししたコミセン証紙は、再度、使用することができます。
- ・コミセン証紙をお返しした場合には、使用変更・取消申請書に受領確認のサインをしていただきます。

3. 使用方法について

(1) 使用時間

①使用時間には、使用するための準備、使用した後の片付け、清掃時間を含みます。

②夜間の使用時間については、使用確認書で終了時刻を自己申告していただきます。

- ・申告に偽りがあった場合は、追加の使用料を払ってもらうとともに今後の使用を禁止します。

(2) 当日の変更・取消

①7日前を過ぎているため、当日の変更・取消は原則できません。ただし、停電等により使用者の責によらず使用できなかった場合には、取り消させていただきます。

- ・停電等により、使用することができなかった場合には、予約した時に提出していただいた使用申請書を、コミセン証紙を貼付したままお返しします。
- ・お返ししたコミセン証紙は、再度、使用することができます。
- ・コミセン証紙をお返しした場合には、使用変更・取消申請書に受領確認のサインをしていただきます。

②時間の延長は原則不可とします。ただし、やむを得ず、使用時間を延長した場合は延

長した分の使用料を使用後３日以内に証紙で納付してください。

・使用日が４月９日（火）の場合、４月１２日（金）までに証紙で納付してください。

(3) その他

各コミセンで使用上のルールを設けていますので、ルールの遵守をお願いします。

4. その他

(1) 個人利用、無料開放

- ① コミセンは個人（１名）での使用はできません。地域の会合や、サークル活動など、複数名での使用をお願いします。
- ② コミセンまつりなど、コミセンの自主事業の際は、コミセンを無料で開放する場合があります。

(2) 営利行為

営利のみを目的とした使用はできません。

5. お問い合わせ

コミセンに関するお問い合わせは、次の連絡先をお願いします。

〒２４２－８６０１

神奈川県大和市下鶴間１－１－１

大和市役所 市民経済部 生活あんしん課 地域コミュニティ係

電 話 ０４６－２６０－５１６２／ＦＡＸ ０４６－２６０－５１３８